

第 20 号議案

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

足立区営運動場条例（昭和 24 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「運動場」を「別表第 1 に掲げる施設の」に、「別表」を「同表」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 駐車場の使用の承認を受けた者は、別表第 2 に定める額を限度として規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

別表中「（第 4 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同表野球場の部中「1, 300 円」を「1, 400 円」に改め、同表運動場の部中「2, 700 円」を「2, 900 円」に改め、同部全日（午前 9 時～午後 5 時）の項を削り、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 5 条関係）

駐車場の使用料

単 位	使 用 料
30 分につき	200 円

備考

- 1 使用時間が 30 分未満のとき又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。
- 2 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

区営運動場の使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。